


# 精神医療国家賠償 請求訴訟研究会

研究会会員・原告募集

## 精神医療の現状と長期入院を問う



外に出たい かごの鳥  
毎日餌をついばむ  
かわいそうだ  
しかし 私もかごの鳥  
私も同じ運命  
毎日食事をし  
いつもスケジュールをこなす  
早くこの病棟から出たい  
私もかごの鳥 私もかごの鳥  
外を見る  
小鳥たちは自由に大空を飛び交う  
私の夢  
ちょっとでいいから自由に外で遊んでみたい  
新しい生活  
病院にない空気を思いっきり吸いたい

※伊藤さんが入院中に病棟での思いを綴った詩です。

鳥は空に 魚は水に 人は社会に



# この国の精神医療を変えるために。

## 原告募集基準と条件

- ① おおむね 1 年以上の継続した入院歴のある方
- ② 日本の精神医療を良くしたいという意思のある方
- ③ 研究会の会員になること（入会金 3,000 円、年会費 3,000 円）

※上記基準や条件を満たすとしても、実際に原告となって提訴するのが望ましいかどうかは、個別の事情などにより異なることがあります。

※私たちは裁判を起こすにあたり、できるだけ多くの皆様のご経験を聞かせていただきたいと考えております。原告となることまでは考えられなくても、ご自身の被害経験から、この国の精神医療を変えたいというお気持ちがある方は、まずはお話をお聞かせください。同様に、ご家族の方のお話もお待ちしております。

※裁判費用、弁護士費用など諸経費は研究会会費、応援団からの寄付などによって充当されます。原告の費用負担はありません。

連絡先：国賠訴訟に関するご相談・お問い合わせは、こちらにご連絡ください

精神医療国家賠償請求訴訟研究会 代表 東谷幸政

TEL：090-8818-8268（東谷携帯）E-mail：higashitaniyukimasa@gmail.com

## 精神医療国家賠償請求訴訟研究会規約

### 第1条（名称）

この会の名称を「精神医療国家賠償請求訴訟研究会」（略称：精神国賠研）とします。

### 第2条（目的）

この会の目的は、我が国の精神医療の現状を変えるための国家賠償請求訴訟についての研究を行うこと、及び、裁判闘争の遂行です。また、目的の遂行に必要な懇親会やレクリエーションなどの交流事業を行うことがあります。

### 第3条（会員）

会員は、この会の目的に賛同し、規約によって定められた入会費と年会費を納めた者とします。入会費は 3000 円、会員の年会費は 3000 円、賛助会員の年会費は一口 2000 円です。

### 第4条（事務局）

この会の事務局を、下記に置きます。連絡先は以下の通りです。

住所 〒 204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 日本社会事業大学大学院古屋研究室内

電話 090-8818-8268（東谷幸政）

FAX 042-496-3143

メール seishin.kokubai@gmail.com

### 第5条（役員）

この会に以下の役員を置きます。

代 表：この会を代表し会務を統括する。

副 代 表：代表に事故ある時は、代表を代行する。

事務局長：この会の事務を統括し会計を管理する。

事務局員：この会の事務を遂行し会計を運用する。

会計監査：この会の会計を監視し監査を実施する。

そ の 他：必要に応じた役員・事務局員を置くこととします。

### 第6条（メーリングリストへの参加）

会員は、希望により、事務局にメールアドレスを届け出ることにより、この会のメーリングリストに参加することができます。

### 第7条（退会）

会員の退会は、口頭もしくは文書にて退会を事務局に申し出ることにより、退会することができます。この場合、入会費及び年会費の返金はいたしません。

### 第8条（除名）

会員が、次に該当するときには、除名されることがあります。

(1) 事務局から催促されたにもかかわらず、年会費を納めない場合

(2) 本会の名誉を傷つける行為または本会の運営を妨害する行為をしたときで、事務局から注意を受けたにもかかわらず、これを止めない場合

### 第9条（会計及び活動の年度）

この会の事業活動年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。毎年 5 月の例会を総会とし、事業及び会計状況の報告と事業計画・予算案の審議、役員の変更を行います。

### 第10条（その他）

この会の目的を達成するための活動について、特に定めのない事柄については、代表が事務局と諮りながら事業を遂行していくこととします。

2013 年 1 月 20 日：本研究会設立

2015 年 11 月 28 日：本規約発効

2017 年 5 月 21 日：本規約一部改正事務局移転

2018 年 6 月 10 日：本規約一部改正

## 原告からのメッセージ

### 見て見ぬふりはできない

伊藤時男さん（群馬県・68歳）

日本では、あまりにも社会的入院の患者さんが多いので、その社会的入院を一人でも多くなくしたいと思っています。

私も長く入院していましたが、退院できると思われるのに退院できない人が何人もいました。また、ピア活動をしていて、施設症のようになってしまい退院意欲を失った人もたくさん見てきました。私はそういう現状を見て見ぬ振りをすることはできません。

私の周りには私が裁判することに反対する人もたくさんいます。でも、長く病院にいた私が裁判をすることで、その現状が少しでも変わるのであればと思います、裁判を決意しました。

※伊藤さんの入退院の経過は、NHKのETV特集「長すぎた入院～知られざる精神医療の実態」（2018年2月3日）で放送され、現在もネット上で見ることができます。



### 風は吹いている

堀 辰也さん（鹿児島県・39歳）

私は、平成19年に、不眠になり統合失調症と診断されました。その後、鹿児島に帰り半強制的な入院を、統合失調症の主な精神的症状のないまま7年程入退院を繰り返していました。その時味わった処遇や対応、他の患者さんのことを忘れる事ができません。そこで見つけたのが、精神国賠訴訟です。

経済的弱者を形成する今の精神医療は、人間性を失うどころか、生命まで危うい状況です。「人がらしく」「健康」で「幸福」に生きるためには、国の責任を問い、社会を変えていく必要があると考えました。

皆さんの中にも、閉塞的で暗く冷たい部屋で過ごされた記憶がありませんか？今、立ち上がる勇気を持ってください。風は吹いています。

※堀さんが精神国賠の原告に立つことを決意した気持ちの取材記事は、信濃毎日新聞2019年12月31日の社会面に掲載されています。



### 死んでも死にきれない

渡辺秀憲さん（宮城県・71歳）

俺は30年間2つの病院に入院していた社会的入院者でした。そのまま30年間、病院におれば、俺も何もできない廃人に近い人間になっていたかしれません。

ただ、心残りなことがあります。国賠訴訟の勝利の結審を見ずに亡くなることです。国賠訴訟の原告が提訴することと、勝利することで、現在、精神科病院に長期入院を強られる仲間の何万人かは退院できて救済されると思います。最後が精神科病院の中なんて考えたくもない。

これが日本の精神医療の現状です。これには、色々、問題はありましようが、俺は、精神病に対しての国民一般の偏見と、国のこれまでの精神医療への無理解の歴史とそれに同調し続けてきた国の責任が一番と思いますが、皆さんはどう思われますか。

※渡辺さんは末期癌を抱えながら、精神国賠の原告となることを決意されましたが、2018年12月13日亡くなられました。



## 精神医療国賠訴訟研究会

わが国の精神医療は入院医療に大きく依存しており、医療費のほとんどが私立精神科病院で使われています。入院医療の質はたびたび国際機関から批判や勧告が出されるほど、国際水準から見て劣悪といえます。私たちはこの現状を変えるために、国の不作為責任を司法の場で問い、精神医療を抜本的に改革する方向転換をめざしています。

### ▶世界の主流は地域精神医療

例えば、バンクーバーは、世界でも先進的な精神医療を実践している地区です。平均の入院期間が1週間から10日で、日本のような超長期入院の方は、ほとんどいません。多剤大量療法といわれる、日本の精神医療を特徴付ける薬漬けもありません。重い精神障害をもっている、ケアチームによる自宅への出張サービスが受けられ、ひとりひとりが地域社会のなかで生き、尊重されています。すでに世界の趨勢は地域でのケアが当たり前で、医療と生活、人権の尊重がバランス良くシステム化されています。

### ▶人権が尊重されない日本の精神医療

しかし、日本の現状はどうでしょうか。相変わらず、薬漬けにより当事者は苦しめられ、慢性化して閉鎖病棟に長期間閉じ込められています。

病気は治っているのに、地域での支援が無いために入院を継続している社会的入院者が数万人おり、毎年2万人を超える方々が精神科病棟内で亡くなっています。退院後の生活を支えるグループホームの数も多様な支援も全く足りません。人権の尊重には未だに遠い現状です。

### ▶なぜ変わらないのか？

閉じ込めるだけの精神医療は施設症を産み、むしろ有害であることが世界の常識です。繰り返し、国連やWHO、国際法学家委員会などからも、日本政府に批判や改善勧告が出されていますが、状況は変わりません。それは、日本の精神科病院の9割が民間であり、退院よりも入院患者でベッドを埋めることを選ぶ病院経営が常態化していることによります。

### ▶国家賠償請求訴訟が必要です。

日本の精神医療を抜本的に変えるために、国の不作為を追及する国家賠償請求訴訟の提起が必要と考えています。この活動に賛同して頂ける方々のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

# 精神医療国家賠償請求訴訟を応援します

秋山 博子 (焼津市議)  
 阿部 裕 (四谷ゆいクリニック・精神科医)  
 新井 満 (編集制作者・鶴ヶ島市)  
 飯島富士男 (長野・イイジマ眼科・眼科医)  
 池田 朋広 (高崎健康福祉大学・PSW)  
 石井章太郎 (NPO わくわく・PSW)  
 石田 雄 (東大名誉教授)  
 石橋 悟朗 (NPO わくわく・PSW)  
 磯村 大 (精神科医)  
 市川 明美 (PSW・神奈川)  
 伊藤千賀子 (稲城市議)  
 伊藤 哲寛 (精神科医・北海道)  
 伊藤 時男 (群馬県)  
 伊東 裕子 (詩人)  
 稲益 実 (患者)  
 今井 康雄  
 (東京大学名誉教授・日本女子大学教授)  
 岩本 理恵 (佐賀市)  
 内田 ボブ (歌手)  
 生方 卓 (明治大学教員・東京都)  
 梅本 和正 (言語聴覚士・群馬大付属病院)  
 大石 和央 (農業・牧之原市議)  
 大野 和男 (埼玉県・PSW)  
 大沢ゆたか  
 (立川市議・反貧困三多摩ネットワーク)  
 太田 JIRO (歌手)  
 大平 雄介 (弁護士)  
 岡垣 豊 (弁護士)  
 荻野 紅葉 (PSW)  
 栗村 信幸  
 (PSW・精神保健福祉ボランティア・埼玉県)  
 小椋 哲 (瑞枝クリニック・精神科医)  
 織田淳太郎 (ノンフィクション作家)  
 加藤 房子 (PSW・神奈川)  
 金杉 和夫 (精神科医)  
 金嶺 博 (プロギャンブラー学習塾長・三重県)  
 上條 陽子 (東京都)  
 木畑 典弘 (障害者施設支援員・川崎市)  
 北林 和夫 (精神科医)

木本 明 (東京家政学院大学教授)  
 桐原 尚之  
 (青森ヒューマンライツリカバリー・青森)  
 工藤紀美子 (看護師・大分)  
 児玉 純三 (まきび病院看護師・岡山)  
 小林 繁 (明治大学教授)  
 小林 淳子 (東京・不二出版・社長)  
 小林 美砂 (看護師・山梨)  
 小峰 盛光 (当事者)  
 小宮 裕美  
 (元カルフォルニア工科大学学者+サバイバー)  
 坂本久美子 (看護師)  
 佐久間京子 (保健師・福島)  
 里見 勉 (新座市)  
 澤田優美子 (当事者)  
 塩満 卓 (仏教大学教員)  
 嶋田 博之 (慶應義塾大学医学部・精神科医)  
 白井 勲  
 新道 充史 (ほっとスペース八王子)  
 須釜 直美 (大沢ゆたか事務所・立川市)  
 杉山恵理子 (明治学院大学教授)  
 宋 仁浩 (北山通ソウクリニック・精神科医)  
 高木 俊介 (精神科医 ACT-K・京都)  
 高橋 光利 (編集者・埼玉)  
 滝沢 俊子  
 武田 剛 (グループホーム世話人・神奈川)  
 田中 彩 (立川みらい・PSW)  
 田中 寛 (神奈川県・画家)  
 谷野 汐里  
 (シドニーこころクリニック・臨床心理士)  
 谷 正人 (長野県)  
 月崎 時央 (ライター)  
 遠野みどり (長野県大鹿村)  
 戸田 竜也 (作業療法士)  
 富沢 淳一 (スペース案2施設長・PSW)  
 内藤 隆 (弁護士)  
 中川 実 (精神科医・愛知)  
 長谷 一雄 (弁護士)  
 中野しのぶ (東大和市議・精神保健福祉士)

成田 守利 (東京・調理師)  
 西村 円 (東京都)  
 西村 睦美 (PSW)  
 菲沢 明 (東京・オフィスまほろば・相談員)  
 根本 信一  
 (部落解放同盟横浜市協議会事務局長)  
 野川 義秋 (埼玉に夜間中学を作る会代表)  
 野田 正彰 (精神科医関西学院大学)  
 橋本 久雄 (小平市議)  
 長谷川敬祐 (弁護士)  
 長谷川 唯 (日本学術振興会特別研究員・京都)  
 花岡 正憲 (精神科医)  
 東谷 幸政 (精神国賠事務局長・長野)  
 広瀬 隆士 (三吉クリニック・PSW・藤沢市)  
 廣田 珠美 (岡山市)  
 福岡 安則 (埼玉大学名誉教授)  
 古屋 龍太 (日本社会事業大学大学院教授)  
 星 将隆 (障害者施設支援員・立川市)  
 堀部 正 (ほっとスペース八王子・原告)  
 松本真由美 (大学教員・PSW)  
 三浦 万季 (看護学生)  
 村井 淳 (じんけんネット「ゆい」)  
 守屋 昭 (精神科医・岡山)  
 森山 公夫 (精神科医)  
 保田 美幸 (PSW)  
 山本 誠 (PSW・八王子)  
 吉池 毅志 (大阪人間科学大学・PSW)  
 吉田久美子 (PSW)  
 吉田 和雄 (さんきゅうハウス・立川市)  
 渡辺 忠臣 (不動産業)

## 物故者

小野 瑛子 (福島被爆者援護法を作る会代表)  
 中村 正利 (精神病院はいらない連続講座同人)  
 渡辺 秀憲 (宮城県・患者)

ほか匿名希望の会員 26名 + 応援団 55名  
 (2020年2月20日現在)

**事務局**：新入会・例会開催・郵送物等に関しては、こちらにご連絡ください  
 〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 日本社会事業大学古屋研究室内  
 精神医療国家賠償請求訴訟研究会 事務局長 古屋龍太

FAX：042-496-3143 (古屋研究室) E-mail：seishin.kokubai@gmail.com

**送金先**：新入会の促進、年会費の入金、訴訟費用カンパにご協力をお願い致します

正会員：入会金 3,000円 + 年会費 3,000円

賛助会員：入会金不要 + 年会費一口 2,000円

応援団：訴訟費用カンパ：一口 1,000円より

納入方法：送金手数料は自己負担でお願いします

- 1) 郵便振替：番号 00140-7-731038 口座名：精神国賠研  
振替用紙に、住所と氏名、入金区分をご記入ください
- 2) 銀行振込：ゆうちょ銀行から  
ゆうちょ銀行 口座番号：記号 11180-2 番号 36908981  
通常貯金 口座名：精神国賠研 (セイシンココバイケン)
- 3) 銀行振込：他の金融機関から  
振込先：ゆうちょ銀行 店名 一一八 (いちいち八) 店番 118  
預金種目：普通預金 口座番号：3690898 口座名：精神国賠研
- 4) 現金直接納入：振込が困難な場合のみ、月例会開催時に事務局に納入



## 月例会

定例の月例会を、毎月第2日曜日、午後  
 1時半～4時半に開催しています  
 変更することもありますので、日程・会  
 場をホームページでご確認ください  
 参加希望の方は、事務局にメールを頂  
 ければ、ご案内させていただきます  
 ホームページ  
<http://www.seishin-kokubai.net/>  
 フェイスブック  
<https://www.facebook.com/seihinkokubai/>